

事 務 連 絡
令和5年5月8日

野洲川斎苑 施設利用の皆さま

守山野洲行政事務組合
管理者 森中 高史

施設利用人数制限の解除について（お知らせ）

平素は、野洲川斎苑の運営について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症による、感染拡大防止のため、これまで当苑施設利用人数の制限を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、厚生労働大臣より、令和5年5月7日をもって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、同月8日に5類感染症に位置付けられることとなりました。

これを受けて、当苑施設利用人数の制限を解除することといたしました。
長らく感染防止対策にご協力いただきありがとうございました。
お礼申し上げます。